

【資料 3】

退職手当の計算にかかる資料

1 勤続年数（条例第7条）

$$\boxed{\text{勤続期間} = \text{在職期間} - \text{除算期間}}$$

- ・「在職期間」…職員としての引き続いた期間。
 ※在職期間の計算は月単位で行い、1日でも在職している月は1か月として計算。
 ※職員以外の国又は他の地方公共団体職員（常時勤務に服することを要するもの）から引き続いて職員となった場合で、退職手当が支給されていない場合は、原則通算。
- ・「除算期間」…休職月等が1以上ある場合、次のとおり在職期間から除算する。
 - ① 全期間除算：組合専従休職、自己啓発等休業（②に該当するもの以外）、配偶者同行休業
 - ② 2分の1除算：育児休業（③に該当するもの以外）、大学院修学休業、自己啓発等休業（公務の能率的運営に特に資するもの）、分限休職、停職、高齢者部分休業
 - ③ 3分の1除算：育児休業（子が1歳に達した日の属する月までの期間）、育児短時間勤務
 ※③の育児休業については、その終期が平成4年3月31日以前の場合は含めない。
- ・「勤続年数」…上記から求めた勤続期間から1年未満の端数を切り捨てた年数。

2 退職事由ごとの適用条項

| 退職事由 | 第3条 | 第4条 | 第5条 | |
|------------------|-----------------------------|----------------------------------|-----------------------------|---------|
| 自己都合 | すべて | — | — | |
| 傷病 | 公務外 | すべて | — | |
| | 公務上 | — | すべて | |
| | 通勤 | 勤続11年未満 | 勤続11年以上25年未満 | 勤続25年以上 |
| 死亡 | 公務外 | 勤続11年未満 | 勤続11年以上25年未満 | 勤続25年以上 |
| | 公務上 | — | — | すべて |
| 定年任期終了 | 勤続11年未満 | 勤続11年以上25年未満 | 勤続25年以上 | |
| 事務都合 | 勤続11年未満 | 勤続11年以上25年未満 | 勤続25年以上 | |
| 応募認定1号 （早期退職） | 勤続11年未満 かつ 引上げ前の定年前15歳以上 | 勤続11年以上25年未満 かつ 引上げ前の定年前15歳以上 | 勤続25年以上 かつ 引上げ前の定年前15歳以上 | |
| 応募認定2号 （早期退職） | — | — | 職制の改廃 又は 勤務公署の移転 | |
| 整理 | — | — | 職制・定数の改廃、予算減少の廃職・過員（分限） | |

※年度途中での退職について

60歳（引上げ前の定年が63歳の場合は63歳）に達した日以後、引上げ前の定年退職日（3月31日）前に、その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額には、「自己都合」の場合の支給率が適用される。

3 定年前早期退職者の特例措置

定年前特例措置の対象者については、退職日給料月額を割り増して計算する。当分の間、引上げ前の定年制度下で対象とされる年齢と割増率が維持される。

定年前特例措置の対象者

【退職事由】

- ・ (勤続11年以上の) 早期退職募集制度の応募認定(1号)退職者(引上げ前の定年前15年以内)
(条例第4条1項第4号、第5条第1項第7号)
- ・ (勤続25年以上の) その者の事情によらない退職者で知事の承認を受けた者
(条例第5条第1項第6号)
- (以下、勤続年数に拘わらず)
- ・ 整理退職による分限免職者 (条例第5条第1項第2号)
- ・ 早期退職募集制度の応募認定(2号)退職者(整理・移転) (条例第5条第1項第3号)
- ・ 公務上傷病 又は 公務上死亡 (条例第5条第1項第4号)

上記退職者のうち

【特例措置の要件】

- ・ 「勤続20年以上」かつ「引上げ前の定年前15歳以上」で退職する者
(条例第5条の3)

【例】引上げ前の定年の年齢が60歳の者で20年以上の勤続期間を有し、応募認定退職する場合

| 退職時 年度末年齢 | 45 歳 | 46 歳 | 47 歳 | 48 歳 | 49 歳 | 50 歳 | 51 歳 | 52 歳 | 53 歳 | 54 歳 | 55 歳 | 56 歳 | 57 歳 | 58 歳 | 59 歳 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 割 増 率 | 45 % | 42 % | 39 % | 36 % | 33 % | 30 % | 27 % | 24 % | 21 % | 18 % | 15 % | 12 % | 9 % | 6 % | 3 % |

※ 引上げ前の定年1年前の割増率については、当面の間、「2%」が「3%」となる。

※ 引上げ前の定年の年齢が63歳又は65歳の場合は、それぞれ+3歳、+5歳する。

※ 応募認定退職予定者が「退職すべき期日」に退職しなかった場合、認定はその効力を失う。
(条例第8条の3第8項)

注) 応募認定、事務都合による退職で、引上げ前の定年に達する日の属する年度以降、定年前に退職する場合は、割増しなし。

整理による分限免職、公務上傷病・死亡による退職(いずれも勤続20年以上)で、引上げ前の定年に達する日の属する年度以降、定年の達する日の前年度の末日までに退職した場合は、2%の割増し。

4 調整額算定上の区分の適用範囲 (条例第6条の4)

【資料5】において、在職した職の給料表、期間に応じた欄を参照のこと。

- ① 短期勤続者等は、調整額が制限される。
 - ・ 勤続1年以上4年以下の自己都合以外の退職者、
勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は半額。
 - ・ 勤続9年以下の自己都合退職者は、なし。
- ② 休職期間等は、「1勤続年数」の「除算期間」と同様、算定対象期間から除算。
- ③ 従前額を計算する場合、平成18年3月31日以前は、調整額の加算制度なし。

5 定年引上げ後の退職手当について

60歳(引上げ前の定年が63歳であった場合は63歳。以下同じ。)に達した職員の退職手当については、次の①～③が措置されている。

①定年引上げに伴い60歳超の期間の給与が減額される職員に対し退職手当の基本額の計算方法の特例(いわゆる「ピーク時特例」)を適用する措置

退職手当の基本額の計算方法に係る特例(ピーク時特例)については、

- ・ 特定日以後、7割水準の給料月額となる場合
- ・ 管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合

も適用される。

②60歳に達した日以後の最初の3月31日以後退職する職員の退職手当の支給率の設定

60歳に達した日以後最初の3月31日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定される。

※次の職員には適用されない。

- ・ 定年の定めのない者(会計年度任用職員等任期を定めて任用される職員など)
- ・ 旧特例定年65歳相当職員として条例で定める職員、特例定年(66歳～70歳)の職員

③特定日(職員が60歳に達した日以後最初の4月1日)以後退職する職員の退職手当における当分の間の措置

特定日以後、7割水準の給料月額となる職員については、実際に退職した日における退職手当額と、特定日の前日に退職したものとする退職手当額(※)を比較し、多い方の額が支給される。

(※)実際に退職した時点の条例に基づき、実際の退職と同一の事由で退職したものとして計算する。